土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

様式－2（土）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石流の高さが1m超える場合、建築物に作用する力が50kN/㎡を超える区域	
	土石流の高さが1m超える場合、建築物に作用する力が50kN/㎡以下の区域	
	その他の区域	

N

縮尺 1:2,500

自然現象の種類	土石流	渓流番号	Y1211-Ⅰ-12
告示番号	新潟県告示第71・72号	渓流名	曲り沢（マガリサワ）
告示年月日	平成25年1月22日	所在地	南魚沼市関（ミナミウオヌマシ セキ） 新潟県